

東北大学大学院法学研究科
外部評価委員会（公共政策大学院）

[平成29（2017）年度] 評価結果

はじめに

東北大学大学院法学研究科の外部評価は、東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規第1条が、①法学研究科総合法制専攻（以下、「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下、「公共政策大学院」という。）の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるとき、これを指摘すること、および、内規第12条において報告書のとりまとめに関することを規定しているのを踏まえ、法学研究科の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、研究科長があらかじめ委嘱した外部評価委員が、書面調査、学生・関係教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会会議における意見交換等を経て、提出した評価シートにもとづいている。本年度の外部評価委員会会議は、法科大学院及び公共政策大学院を対象として、平成30（2018）年2月22日に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、法科大学院においては、法科大学院評価対応委員会、公共政策大学院においては、公共政策大学院評価改善・基本戦略委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員に必要な応じて修正をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

東北大学公共政策大学院評価改善・基本戦略委員会

目次

I 公共政策大学院（大学院法学研究科公共法政策専攻）	4
II 総評	10
資料	11

記載にあたって

*それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。

*便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

I 公共政策大学院（大学院法学研究科公共法政策専攻）

評価項目 1. 教育目的（大変良い：2、良い：1）

【評価すべき点】

1) 「理論と実践」という目的は、公共政策大学院の存在意義に照らして、大いに支持できる。この目的を実現するには、①研究者教員と実務家教員の協働、および②学問間の交流、とくに法学的視点と経済学的視点の組み合わせという2つの難題を克服する必要がある。貴学の公共政策大学院は、これらの難題を明瞭に認識し、仕組み作りに工夫を凝らしておられると思う。

2) 行政課題が多様化・複雑化して行く中、政策立案能力はもとより、これを説明し、理解を得る能力が今後ますます重要になってくる。育成すべき政策プロフェッショナルとして、重要な政策課題を発見し、政策の立案や評価をする能力に加え、政策を説明し、伝達する能力も明記した教育目的は、行政を取り巻く環境に適応したものである。

3) 2018 大学院案内の院長あいさつにおいて、「公共政策大学院の最も重要な特徴は、問題・課題の中身を検証するに留まらず、それらに対する解決策を提示することに研究と教育の主眼を置いている点にある」とし、東北大学公共政策大学院は、特に「現場力」を磨くことに強いこだわりを持っている点を特徴としているとの記載があるが、東日本大震災を経験した地域に設置された大学院として、特に重要な観点であると考えられる。

4) 法学研究科の教育内容をベースとした明確な教育目的が掲げられており、学生もこれをよく理解している。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 2. 教育内容（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

5) 貴学の公共政策大学院のカリキュラムで私が最も注目したのは「防災法」である。島田明夫教授と丸谷浩明教授のダブルスタッフは、外部から見ると頗る贅沢な組み合わせである。お二人とも官庁で活躍された方であるが、シラバスとキャリアを拝見すると、おそらく島田教授が主として法制度の側面を担当し、丸谷教授が経済学的視点からみた制度の合理性を解説しておられるのであろう。上記の「教育目的」で②として挙げた学問間の交

流が高いレベルで実現されているはずである。

6) 問題は、防災法の講義に限らず、①の難題に対して、どのような対処法が採られているかである。行政法研究者の目で貴学の行政法担当教授陣の昨今のご活躍ぶりを眺めると、ご関心が政策法務の面に及んでいることが様々な研究業績から窺われるので、おそらく日ごろの実務家教員との接触の中で、有意義な学問的交流がなされているものと推測する。

7) 学生の間で「公共哲学」が高い評価を受けているのは、たいへん喜ばしいことである。シラバスを拝見すると、まずは原理的・根源的な検討を行うために必要な能力の涵養が目指されているようである。基礎がなければ始まらないので、それは当然である。

8) 公共政策ワークショップを必須科目とし、行政機関等への現地調査を行いながら検討を深め、提言にまとめるカリキュラムは、確かな理論の習得と相まって、学生の能力向上に大いに資するものである。

9) 東北大学会計大学院との間で授業科目の相互提供の覚書を締結し、「関連科目」として追加されたことは、多角的な視点で行政課題に取り組む人材の育成に繋がるものであり、評価できる。

10) ワークショップの内容と方法が年々経験を重ねることによって充実してきていることに加え、学生がその関心によって法学研究科の教育リソースを活用できることは高く評価する。

11) 実務教育と理論教育のバランスを図りながら、ワークショップやフィールドワーク等を通して、学生の主体的な学習を促そうとする取組は高く評価できる。

【今後の課題等】

12) できれば、「公共哲学」にもう1コマ実践編を加えて、現実の問題（AI、仮想通貨、深海底開発など）を素材にして、具体的事象から抽象的原理を練り上げる訓練をして頂きたいところである。もっとも、現在の授業の中に演習の要素が組み込まれているようであるから、そこで実行されているのかもしれない。

評価項目3. 教育方法（大変良い：1名、良い：2名）

【評価すべき点】

13) ワークショップ方式が充実しているようで、体験した学生諸君には好評のようである。体験者の一文の中にアポ取りも自分たちでやっているという記述が見られたが、これ

は極めて重要なことである。メール一本入れれば面談の場を設けられるというものではない。人間関係の作り方も含めて調査技術を全体的に学ぶことが大切であるところ、貴学ではその機会を与えておられるものと判断する。

14) 実務教育と理論教育のバランスを図りながら、ワークショップやフィールドワーク等を通して、学生の主体的な学習を促そうとする取組は高く評価できる。

15) 教育目的の評価でも記載したが、行政課題が多様化・複雑化して行く中、政策の内容を的確に説明し、理解を得る能力が今後ますます重要になってくる。コミュニケーション能力や交渉・調整能力、さらにプレゼンテーション能力等の滋養まで視野に入れた教育方法は適切である。

16) ワークショップの内容と方法が年々経験を重ねることによって充実してきていることに加え、学生がその関心によって法学研究科の教育リソースを活用できることは高く評価する。

17) 少人数教育の利点が生かされている。

【今後の課題等】

18) 一つ気になるのは、やはり研究者教員と実務家教員の協働である。学生諸君は双方の先生方の講義を聴くことに意義を認めているようであるが、双方の教員の間で教育レベルでの連携はあるのだろうか。先にも述べたように、研究関心の面で相互に啓発されるという事実はあると思う。問題は、研究者教員が講義中に、特定部分について実務家教員の講義の関連部分を指摘するということがあるかどうかである。ワークショップの中で関連付けがなされていれば、それでもよいと思う。

19) 霞ヶ関インターンシップへの参加者が、平成26年度が7名であったのに対し、平成29年度は1名となっている。様々な要因が考えられ、参加者が多ければ良いとは一概には言えないものの、行政の現場で行政実務に係る就業経験を得ることの効果も大きいと考える。インターンシップへの参加が減少した要因について、学生の声を聴くなどして、分析してみるのもよいのではないか。

評価項目4. 成績評価・修了認定(大変良い:1名、良い:1名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

20) この部分については、とくに指摘すべき点はない。ただ、いつも考えるのは、少人数教育において、成績評価にバラツキを持たせることができるのかという点である。ワー

クショップでの学生の活躍を見た教員としては、全員に高い評価を与えるということもあってよいと思う。

21) 筆記試験のみならず、学生の主体的な取組も成績評価に反映させていることは、教育目的や教育内容に沿ったものであり、評価できる。

22) 中心となるワークショップの成績評価について、ワークショップ I は運営委員会の合議で決定し、ワークショップ II A・II B は担当教員以外に副査を付けた上で、同様に運営委員会の議を経ているとのことである。成績評価に関する不服申し立て制度も設けており、公正な成績評価がなされていると考える。

【今後の課題等】

指摘なし

評価項目 5. 入学者選抜 (良い: 3名)

【評価すべき点】

23) この点についても、貴学がとくにすぐれているかどうかを判断する視点をもたないので、穏当に B と評価しておく。た

24) アドミッション・ポリシーにある、討論、交渉、文章作成及びコミュニケーションの能力並びに公共性への情熱及び公務に対する献身的な資質は、公共政策を実現するために極めて重要であり、同ポリシーを広く公表するとともに、入学者選抜に当たりこれらの資質を重視することは適切であると考え。また、同ポリシーに「特定の学部の卒業生に偏ることなく、様々な学部の卒業生や社会人経験を持つ者から多様な学生の受け入れを進めます」と明記したことも意義があると考え。

【今後の課題等】

25) 小論文の目的は受験者の法学・政治学についての基礎的な理解を考査することにあるとしながら、出題範囲を「内政関係の政策課題」、「経済に関する政策課題」および「国際関係の政策課題」の3分野に限定している。法学についての基礎的理解はそれぞれの分野でそれなりの方法で判定されているのであろうか。

評価項目 6. 学生への支援体制 (大変良い: 1名、良い: 2名)

【評価すべき点】

26) 貴学では、現役生と修了生の間をつなぐ機能を重視しておられるようである。公共

政策大学院としては、それで十分だと思う。

27) ワークショップ担当教員をアドバイザー教員として配置し、進路指導を含めて、一人一人の学生にきめ細かく対応していること、さらに全教員へのフィードバックの仕組みづくりもなされていることから、学生への支援体制の質は高いレベルで確保されていると考える。

28) 教員と個々の学生の距離が極めて近く、きめ細やかなフォローが行われている。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 7. 教員組織（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

29) 研究者教員と実務家教員がバランスよく確保されている。実務家教員は、学生に刺激を与え、現場力を磨くために重要な役割を果たすと考えるので、引き続き、実務経験と指導能力を兼ね備えた実務家の確保が図られるよう、期待するものである。

30) 学者と実務家のバランスがとれている。

【今後の課題等】

31) できれば環境法の研究者教員がほしいところであるが、環境法の実務家教員がおられ、かつ実定法のスタッフは充実しているから、十分にカバーできる。ほかは申し分ない。

評価項目 8. 管理運営（良い：3名）

【評価すべき点】

32) 宮城県および同県内の市町村との連携を強めておられることは評価できる。

33) 規程や内規が整備されており、問題はないと考える。

34) 公共政策大学院運営委員会の下に設置されている各種委員会について、全委員会に院長、大多数の委員会に副院長が構成員として加わっていることは、大学院の運営方針に沿った運営に資することはもとより、大学院全体で迅速かつ的確な管理運営を行おうとする姿勢の表れであろうと評価する。

35) 学生に最も密接に関わる公共政策ワークショップ I の担当教員の意見に基づくカリキュラムの見直しを図る等、FD 懇談会を中心として、教育内容や教育方法の改善が行わ

れていることが認められる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 9. 施設・設備・図書等（良い：3名）

【評価すべき点】

36) 同じ建物に法科大学院のみならず会計大学院も入っていること、バリアーフリーであること、および24時間利用可能であることは高く評価できる。

37) 学生にとっては、ワークショップ作業室、自習室を24時間利用することができ、無線LANアクセスポイントも適宜設置されていることから、非常に恵まれた環境であると言える。

38) 入館管理並びに利用可能な範囲及び時間の管理がカードキーによりなされており、適切であると考ええる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 10. その他

【評価すべき点】

39) 公共政策ワークショップを通して、地方自治体とともに現に抱えている政策課題の解決策を探り、その結果を当該自治体にフィードバックしている。また、市町村議会議員向けの講座を開設するなど、新たな取組みも行っている。これらの活動は、学生への教育という観点のみならず、地方自治全般に貢献するものであり、評価できる。

【今後の課題等】

40) 東北地方を活躍の場と考える人を育ててほしい。学生諸君のなかには民間企業への就職も視野に入れている人がいるようであるが、その動きは支持できる。公務員である必要はない。法科大学院の後継者養成コース（実務家型）とタイアップして、実務と理論の架橋にも一役買っていただきたい。

II 総評

【評価すべき点】

4 1) 全体としての評価はAである。教員スタッフは充実しており、教育内容にも工夫が凝らされている。これだけの組織があれば、東京に出る理由は全くない。学部学生の諸君には、ここで学ぶよう推奨されるべきである。

4 2) アドミッション・ポリシーに「公共性への情熱を持ち、公務に対し献身的な資質を有すること」を明示するとともに、「公共政策ワークショップ」による学生の主体的な取組みを推進していることは、特に行政部門に就こうとする学生にとって極めて有意義であり、高く評価できる。大震災を経験した地の大学院において質の高い教育を受け、実践力を身に着けた学生が、今後行政の現場で大いに活躍されることを期待するものである。

4 3) これまでの経験と実績が生かされ、全般的にも教育内容が向上していると考える。

【今後の課題等】

指摘なし。

資料

平成 29 (2017) 年度東北大学大学院法学研究科外部評価委員 (3名)

※五十音順、敬称略

公共政策大学院 (公共法政策専攻) 担当

伊藤 敬幹 (仙台市副市長)

尾崎 久仁子 (国際刑事裁判所判事・副所長)

交告 尚史 (法政大学教授)

東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規

制定 平成29年2月15日

(目的)

第1条 外部評価は、法学研究科綜合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について、客観的評価を加えることで、研究教育活動の改善に資することを目的とする。

(評価委員会)

第2条 東北大学大学院法学研究科に外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 評価委員会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、大学、公的機関、民間企業等の有識者3名程度の委員をもって組織する。

2 評価委員会にオブザーバーとして、次の各号に掲げる者が出席できるものとする。

- 一 研究科長
- 二 副研究科長（評価担当）
- 三 評価を受ける院の長
- 四 評価を受ける院の副院長
- 五 法政実務教育研究センター長
- 六 法学研究科専任教員 若干名

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。

(委嘱)

第5条 委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員には、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

(評価の手続き)

第8条 外部評価を実施するため、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては、評価改善・基本戦略委員会が実施主体となり、研究科長及び副研究科長(評価担当)と共に実施計画を立案し、委員との連絡調整を行うものとする。

(実施時期)

第9条 外部評価の実施時期は、原則として隔年を目途に実施することとし、詳細は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で決定するものとする。

(評価項目の構成)

第10条 外部評価の評価項目は、別に定める評価シートに基づき構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

(評価方法)

第11条 外部評価の方法は、委員が資料に基づく書面調査及び関係教員と学生に対するヒアリング調査を実施し、評価シートを作成することで行うものとする。

2 委員は、書面調査のみで評価シートを作成し、意見を述べることができる。

(外部評価報告書の作成)

第12条 外部評価報告書の作成は、委員が作成した評価シートを基に法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後、研究科長に提出するものとする。

(外部評価報告書の公表)

第13条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成29年4月1日から施行する。
- 2 東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会内規(平成19年5月16日制定)は、廃止する。